

「合併後に再編する」等とした項目

協定項目番号	協定項目名	項目番号	項目名	調整方針
(16)	ごみ処理事業	6	家庭ごみステーションボックス設置補助事業	吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の補助事業は合併時に廃止し、合併する年度の翌年度に新たな制度を再編する。
(26)	児童福祉事業	4	児童センター運営事業	郡山町の児童館については、合併時に鹿児島市の児童センターとして引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併する年度の翌年度までに調整するものとする。
(41)	電算システム事業	12	農地基本台帳の電算システム	合併する年度に新たにシステムを開発し、合併する年度の翌年度から運用する。
(42)	使用料及び手数料の取扱い	21	市民農園使用料	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。ただし、喜入町については合併する年度から起算して3年度を経過した年度までは、現行どおりとする。合併する年度は現行どおりとする。
(43)	負担金、補助金及び交付金の取扱い	32	商工会補助金	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定する。合併する年度は現行どおりとする。
(44)	農林水産業関係事業	17	園芸振興事業(地域特産物振興事業)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。合併する年度は現行どおりとする。 (各町の事業については、地域性を考慮して調整を図るものとし、吉田町の特産作物振興種苗、松元町の完熟トマト栽培推進(実証圃)、郡山町のレイシ地力対策事業及びレイシ高齢者等出荷事業の補助金は廃止する。)
(44)	農林水産業関係事業	19	降灰地域土壌等矯正事業(国庫)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
(44)	農林水産業関係事業	20	降灰地域野菜安定対策事業(国庫)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
(44)	農林水産業関係事業	21	降灰地域花き安定対策事業(国庫)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)

「合併後に再編する」等とした項目

協定項目番号	協定項目名	項目番号	項目名	調整方針
(44)	農林水産業関係事業	22	降灰地域果樹安定対策事業(国庫)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
(44)	農林水産業関係事業	23	畑地かんがい施設整備事業(国庫)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
(44)	農林水産業関係事業	24	降灰地域茶安定対策事業 (国庫)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助率については、地域性を考慮して調整するものとする。)
(44)	農林水産業関係事業	27	活力ある中山間地域基盤施設整備事業 (県単)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (補助事業として実施することを基本に調整するものとする。)
(44)	農林水産業関係事業	31	森林資源造成事業 (森林管理道事業)	合併する年度の翌年度に新たな制度を制定し、再編する。 合併する年度は現行どおりとする。 (作業路開設(県単)及び作業路補修は鹿児島市の制度を適用し、集材路開設(県単)は松元町の制度を適用することを基本に調整するものとする。また、鹿児島市水源かん養林造成促進対策事業制度は当該事業で代替する。)
(46)	学校教育事業	21	学校給食の管理運営事業	桜島町は、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 吉田町、喜入町、松元町及び郡山町の共同調理場は、合併時にそれぞれ鹿児島市の学校給食センターとして引き継ぐものとし、鹿児島市と同一の管理運営とすることを基本に合併する年度の翌年度までに調整する。
(48)	その他事業	1	総合計画	合併後に第四次鹿児島市総合計画を基に、市町村建設計画との整合を図る中で基本計画等を見直す。

「合併後に再編する」等とした項目

協定項目番号	協定項目名	項目番号	項目名	調整方針
(14)	地方税の取扱い	6	固定資産税 固定資産の評価方法(土地)	当面現行どおりとし、合併後の市全体の地域的均衡を考慮し、所要の措置を行うものとする。
(15)	国民健康保険事業	5	納税・徴収体制	合併後3年を目途に納税・徴収体制の整備を図る。
(19)	上・下水道事業	15	水道事業(水道計画)	合併後に新たな計画を策定する。
(20)	都市計画の取扱い	1	都市計画マスタープラン	合併後、都市計画の見直しや基本構想との整合を図りながら再編する。
(27)	高齢者福祉事業	1	高齢者福祉バス運行事業	当分の間現行どおりとする。 喜入町の老人福祉バスの定時運行については、合併後早い時期に調整する。
(28)	障害者福祉事業	27	町内巡回バス特別乗車割引券交付事業	友愛特別乗車証交付事業の実施までは現行どおりとする。ただし、身体障害者手帳4級所持者で65歳未満の者及び5級、6級所持者は、手帳提示により半額で利用できるように調整する。
(34)	姉妹都市等、国際・国内交流事業	2	青少年の海外派遣等事業	合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。(各町の事業は廃止する。)ただし、その事業内容については、合併後見直すものとする。また、桜島町の青少年留学奨励金支給事業は合併時に廃止する。(桜島町青少年国際交流基金、喜入町人材育成基金、松元町人材育成海外等派遣研修基金及び郡山町人材育成基金は合併時に廃止し、鹿児島市の一般会計に繰り入れる。)
(36)	防災・防犯関係事業	1	防災行政無線	既存の防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。 (既存集落の新築家屋等への設置については、更新時まで現行どおりとする。)
(17)	し尿処理事業	1	し尿等の収集形態	現行どおりとし、合併後のし尿等の発生量の推移等を見て、見直しを行う。
(17)	し尿処理事業	2	し尿等収集運搬業の許可要件	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、事務所・車庫の所在地要件については、当分の間、現行どおりとする。

「合併後に再編する」等とした項目

協定項目番号	協定項目名	項目番号	項目名	調整方針
(41)	電算システム事業	6	公衆端末	現行どおりとし、合併後に利用状況等を総合的に勘案し必要な整備を行う。
(45)	商工・観光関係事業	8	観光イベント等	現行どおりとする。ただし、実施主体や実施方法等については今後調整を行う。
(47)	社会教育事業	15	公民館の設置	<p>吉田町、松元町及び郡山町の中央公民館並びに桜島町公民館については、合併時に地域公民館として引き継ぐものとし、桜島町の白浜地区公民館及び同新島分館並びに喜入町の地区公民館については、現行どおりの利用とするが、合併時に校区公民館として引き継ぐものとする。ただし、喜入町については、当面、喜入地区公民館を地域公民館に準じた施設とし、将来、地域公民館の設置を検討する。</p> <p>【合併施行日までに協議調整する項目として報告した事項】 喜入町については、喜入町町民会館を地域公民館とし、将来新たな地域公民館の設置を検討する。</p>
(48)	その他事業	4	地域新エネルギービジョン策定事業	現行どおりとする。 合併後に計画内容を検討する。

「合併後に再編する」等とした項目

協定項目番号	協定項目名	項目番号	項目名	調整方針
(20)	都市計画の取扱い	2	都市計画区域	合併後も当分の間、現状のままとする。
(20)	都市計画の取扱い	3	都市計画区域の区域区分	合併後も当分の間、現状のままとする。
(20)	都市計画の取扱い	4	地域地区	合併後も当分の間、現状のままとする。
(20)	都市計画の取扱い	6	都市計画区域マスタープラン	合併後も当分の間、現状のままとする。
(32)	交通関係事業	1	コミュニティバスの運行	吉田町、松元町、郡山町のコミュニティバスは、現行どおりとする。 運行サービスは現行どおりとし、合併後は、利用状況を見て、利用ニーズにあった見直しを行う。 利用者負担は、現行どおり(100円)とする。
(32)	交通関係事業	2	コミュニティー福祉号の運行	桜島町コミュニティー福祉号は、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行う。 運行サービスは福祉号と同程度とし、合併後の利用状況を見て、利用ニーズにあった見直しを行う。 利用者負担は、町内を運行するバスの初乗り運賃と同程度とする。ただし、高齢者や障害者については負担軽減を図ることとする。
(32)	交通関係事業	3	行政連絡船の運航	現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。 利用者負担は、有料とする。ただし、高齢者や障害者については負担軽減を図ることとする。
(45)	商工・観光関係事業	5	企業誘致の推進(工業団地)	喜入町の一倉工業団地及び松元町の四元工業団地については、当初計画にこだわらず、長期的・総合的な視野に立って、新たな活用策を検討する。
(46)	学校教育事業	8	学校クーラーの設置	現行どおりとする。 (ただし、活動火山対策特別措置法の適用の動向を見極めながら調整する。)